

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第60号）

1 不動産取得税関係

住宅及び土地の取得に係る税率を100分の3（本則100分の4）とする特例措置の期間を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第16条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）